

カジノ法案(IR整備法案)の実践解説と 自治体・事業者求められる対応

～いよいよ国会に提出される IR 整備法案について専門家の立場から詳細解説～

講師 わたなべまさゆき
渡邊雅之 氏 弁護士法人 三宅法律事務所
シニアパートナー 弁護士

日時 平成30年6月4日(月)午後2時00分～午後5時00分

2018年通常国会に、いよいよカジノを含む統合的リゾート(「IR」)に関する整備法案が4月下旬に提出されます。本講演では、カジノ規制の専門家である講師が、『特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ』のパブリックコメント回答や与党WTにおける決定を踏まえて、都道府県等の地方自治体、事業者の双方がRFPや国の認定手続において準備しておくべきことについて実践的に解説する。

1 日本型 IR の全体像

(1) 公共政策としての IR (2) IR 制度・カジノ規制の基本的な仕組み

2 IR 制度の枠組み

(1) 特定複合観光施設の構成施設の種類の考え方 (2) IR の区域数(上限3区域に決定) (3) 事業者選定⇒区域選定:(2段階の選定(最初の区域認定は2020年～2021年?最初の認定数は2つそれとも1つ?2回目の選定手続は2023年頃?)、シンガポールやマサチューセッツ州の基準を参考に事業者選定(RFP)の基準を模索)、区域認定数の見直しは最初の区域認定から7年経過後 (4) 区域整備計画・実施協定の内容～区域整備計画・実施協定の方向性(マサチューセッツ州の Accord、PFI の運営権実施契約に基づく実施協定が、国の基本方針に基づくが現時点で想定される内容を検討) (5) ファイナンスに関する留意点

3 カジノ規制

(1) 厳格な参入規制: 背面調査の実態について詳細に解説 (2) 株主規制(規制される間接株主の範囲は? GGR 連動配当は?) (3) 委託先・取引先への規制 (4) カジノ関連機器等の製造業等への規制(レベニューパーティシペーションは認められず) (5) 従業者に関する規制 (6) IR 事業運営形態の類型(施設供用事業者の分離は免許制+事業者間協定、土地所有者の分離は認可制。GGR 連動賃料は認められず。) (7) カジノ施設の規模の上限: 総床面積の3%以下の相対値規制に (8) カジノ機器の規制 (9) カジノ行為(ゲーミングの内容)の規制: 顧客間の取引はポーカーは認められないがポーカートーナメントは認められそう (10) カジノの金融業務に関する規制

4 弊害防止措置(依存防止対策・青少年の健全育成)

(1) 広告・勧誘規制 (2) コンブに関する規制(景表法の適用除外・記録義務) (3) 入場回数制限(7日間で3回+28日間で10回)・マイナンバーカードを活用した本人確認措置 (4) 入場料の賦課

5 弊害防止措置(マネー・ローンダリング対策・暴力団員の入場禁止等)

(1) 暴力団員等の入場禁止 (2) 犯収法の取引時確認の義務と上乘せ (3) チップ等の規制・監視

6 カジノ事業者に係る公租公課

(1) 基本原則 (2) 納付金・手数料・入場料の考え方(納付金は30%一律入場料は6000円) (3) 国・地方の配分関係

7 カジノ管理委員会

(1) 規制権限 (2) 人材の確保(外部委託の能力・廉潔性)

8 刑法の賭博に関する法制との整合性: どのように整理されるか?

～質疑応答～

【講師紹介】東京大学法学部卒。特定複合観光施設整備推進会議委員。関連論稿『特定複合観光施設区域整備推進会議の取りまとめについて』(商事法務ポータル)、『【実務解説】IR推進会議取りまとめにみるカジノ参入規制・依存防止策等の具体的内容』(ビジネス法務2018年1月号)。カジノIRジャパンにおいて「IRゲーミング法制」を連載中。

※録音・ビデオ撮影はご遠慮下さい。

■主催 **経営調査研究会**
■後援 **金融財務研究会**
http://www.kinyu.co.jp

Facebook: <http://www.facebook.com/keichoken>

Twitter: <https://twitter.com/#!/keichoken>

Blog: <http://keichoken.blogspot.com/>



開催日

平成30年6月4日(月)
14:00~17:00

会場

茅場町・グリーンヒルビル
金融財務研究会本社 セミナールーム
東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8
TEL 03-5651-2030
地下鉄東西線・日比谷線 茅場町駅
6番出口より徒歩1分
(開場は開演の30分前です。)

参加費

1名につき34,900円
(消費税、参考資料を含む)

1社2名以上同時に参加お申込みいただいた場合、お2人目から1名につき29,000円。後日追加申込みが予定されている場合はその旨ご連絡下さい。

申込先

経営調査研究会 ホームページ <http://www.kinyu.co.jp/>
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8 グリーンヒルビル
TEL 03-5651-2033 FAX 03-5695-8005

申込方法

ファックス又は郵便にて参加申込書をお送り下さい。上記ホームページの申込欄からもお申しいただけます。折り返し、受講証と請求書を郵送致します。参加費は下記の普通預金口座に開催日前日までにお振込み下さい。(但し経理の都合等で間に合わない場合は、ご連絡いただければお待ちいたします。)参加費の払戻しは致しませんので申し込まれた方がご都合の悪い時は代理の方がご出席下さい。又当日ご参加になれなかった場合、当社および金融財務研究会主催の他のセミナーに無料でご出席いただけます。(但し新しいセミナーの参加費との差額が2,000円以上の時は差額をお支払いいただきます。また、振替は1年以内にお問い合わせいたします。)ご記入いただきました個人情報、当社および関係会社の受講者名簿の整備や今後開催されるセミナーのご案内等に使用します。

振込口座

普通預金 口座名 (株)経営調査研究会

三菱UFJ銀行 八重洲通支店 0602180 三井住友銀行 東京中央支店 3207281
みずほ銀行 京橋支店 1813877 三菱UFJ信託銀行 日本橋支店 1979947

----- 切らずにこのままお送り下さい -----

カジノ法案(IR整備法案)の実践解説と
自治体・事業者に求められる対応

6/4

◆参加申込書◆

FAX 03-5695-8005

平成30年 月 日

ご連絡・講師へのご質問等ご記入下さい	会社名	TEL FAX	
	所在地	E-Mail 〒	
	参加者ご氏名	部課名	
	〃	〃	
	〃	〃	
	〃	〃	
	書類送付先 (同上の場合記入不要)	ご担当者 TEL	部課名 FAX

*セミナーコード 1029 (Law-301029)

お申込の翌日には「受講証・請求書」を発送しておりますが、お手元に届かない場合は、弊社までご連絡下さい。